

移動スーパー運行スケジュール

今年度は、下記のスケジュールでの運行となりますので、ご確認の上ご利用ください。  
**平日は毎日(月・金曜日)運行します。**  
 (祝日も通常通りの運行となります。正月三日日は休業となる予定です。)  
 取扱品目は650アイテム(魚類・精肉・地場農産物・お惣菜・食品類・お弁当・日用雑貨類など)、カスミ店頭と同じ品質、同じ価格で商品が手に入ります。  
 ※天候や道路状況により到着時間が遅れる場合や、荒天時には予告なしに販売を中止することがあります。



火曜日の運行スケジュール

時間	販売場所
10:20 ~	加納新田上坪集会所前
10:45 ~	加納新田中坪集会所
11:10 ~	旧惣新田下坪営農組合倉庫前
11:35 ~	惣新田集会所
13:55 ~	押付新田集会所
14:20 ~	土手下 木村様宅前 (押付新田)
14:50 ~	自転車公園 (第一公園) (フレッシュタウン)
15:15 ~	ぞうさん公園 (第二公園) (フレッシュタウン)

木曜日の運行スケジュール

時間	販売場所
10:20 ~	利根町文化センター駐車場
10:45 ~	早尾天神社 (天満宮)
11:10 ~	早尾台中央公園
11:35 ~	早尾台自治会館敷地内駐車場
13:55 ~	運動の公園 (ニュータウン)
14:20 ~	風の公園 (ニュータウン)
14:45 ~	柳田國男記念公苑駐車場
15:10 ~	第二公園 (白鷺の街)

当日の運行状況は

【公式 Twitter @tonefukunosuke】

でチェックできます！ 二次元コード➡



買い物の際は  
買い物袋を  
ご持参ください。

▶移動販売車の運行などに関する問い合わせ先 (販売事業者)

株式会社カスミ ☎0297-79-5071

▶運営主体  
福祉課 高齢介護係 ☎68-2211 (内線123)

月曜日の運行スケジュール

時間	販売場所
10:15 ~	羽根野集会所
10:40 ~	羽根野台第一公園
11:10 ~	早尾台緑地広場
11:40 ~	豊島典夫様宅前 (上曾根)
12:05 ~	旧文農協跡地
14:20 ~	南野原集会所
14:45 ~	地域ふれあいセンター
15:10 ~	福木沖集会所
15:35 ~	羽中集会所

水曜日の運行スケジュール

時間	販売場所
10:20 ~	立崎信号南側町道入り口付近
10:45 ~	下中谷防火水槽脇・リサイクル集積所
11:10 ~	農協文間倉庫前駐車場
11:35 ~	押戸集会所
13:55 ~	フレッシュタウン自治会館前駐車場
14:20 ~	内宿集会所
14:45 ~	八幡台集会所
15:10 ~	布川台集会所駐車場
15:35 ~	利根町役場

金曜日の運行スケジュール

時間	販売場所
10:20 ~	加納新田上坪集会所前
10:45 ~	加納新田中坪集会所
11:10 ~	旧惣新田下坪営農組合倉庫前
11:35 ~	惣新田集会所
13:55 ~	押付新田集会所
14:20 ~	土手下 木村様宅前 (押付新田)
14:50 ~	自転車公園 (第一公園) (フレッシュタウン)
15:15 ~	ぞうさん公園 (第二公園) (フレッシュタウン)

空き家バンクに登録しませんか？



▼空き家バンクとは？

空き家の売却・賃貸を希望する所有者から登録していただいた物件情報を、町公式ホームページなどで公開し、移住・定住を目的に空き家の利用を希望する方に情報提供する制度です。  
 ※利根町空き家バンク制度も実施しています。

空き家バンク登録制度について

町では、移住・定住促進による地域活性化を図るために、空き家バンク制度を実施し、「空き家を貸したい」「売りたい」という方の物件登録申し込みを募集しています。

町内に空き家を所有されている方は、空き家バンクへの登録をお願いします。

空き家バンク制度の助成金

空き家バンク制度を利用された方に対し、助成金などの交付を行っています。(転入だけでなく、町内転居の場合もご利用いただけます)

●空き家リフォーム工事助成金

空き家のリフォーム工事の費用の一部を助成します。

▼対象者 空き家の所有者または空き家を購入・賃借した方

▼助成額 リフォーム工事費用の総額の2分の1(上限30万円)

●空き家子育て活用促進奨励金

中学生以下のお子さまと同居する方に子育て活用促進奨励金を交付します。

▼対象者 中学生以下の子とも同居している方

▼助成額 20万円

各種助成制度には、その他所定の要件があります。

※空き家バンクおよび助成金制度の詳細は、町公式ホームページまたはお問い合わせにてご確認ください。

▼問い合わせ先

生活環境課 環境衛生係  
 ☎68・2211(内線232)  
 Email:teisei@town.tone.lg.jp



障害基礎年金について

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。

障害基礎年金を受け取るための3つの確認

①障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日が次のいずれかにあること

・国民年金加入期間  
 ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

※厚生年金に加入していた方は、お近くの年金事務所へ。共済年金などに加入していた方は、初診日時点で加入していた共済組合などにご相談ください。

②初診日の前日までに、次のいずれかの要件を満たしている方

・初診日のある月の2カ月前までの加入期間のうち、保険料の納付済期間と免除期間をあわせた期間が全体の3分の2以上ある方

・初診日に65歳未満であり、初診日のある月の2カ月前までの1年間に保険料の未納がないこと

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

きに、国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級にあたる障害がある方※障害の程度を定める日のごとで、その障害の原因となった病気やケガについての初診日から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内はその病気やケガが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

▼障害基礎年金の年額(令和4年度)

【1級】97万2250円+子の加算  
 【2級】77万7800円+子の加算

●子の加算額(年額)  
 第2子まで 1人につき 22万3800円  
 第3子以降 1人につき 7万4600円

●年齢制限  
 ・18歳になった後の最初の3月31日までの子

・20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子

▼問い合わせ先

・土浦年金事務所 お客様相談室(土浦市下高津2-7-29)  
 ☎029-825-1170  
 ・自動音声に従って【1】のあとに【2】を押してください。  
 ・保険年金課 医療年金係  
 ☎68-2211(内線176)